Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法

1. 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック
2. 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
3. 検索コードを入力して「検索」をクリック　検索コード **0300020762**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。

募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
  預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

募集代理店

引受保険会社
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ　フリーダイヤル　**0120-125-104**
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2504018　2025.04　IM　MSPL-2504-A-0027-00

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

2025年4月版

かなう、よろこび2

通貨選択生存保障重視型個人年金保険

ふくおかフィナンシャルグループ専用

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～　契約概要 P37～　注意喚起情報 P53～　Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 裏表紙

ご注意

■この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

■この保険では、2つのコースから1つのコースをお選びいただきます。ご契約後は、別のコースに変更することはできません。

人生100年時代を豊かに過ごすために

人生100年時代はすぐそこに･･･

<平均寿命の推移> 2045年には、女性の平均寿命は90歳代に突入すると予想されています。

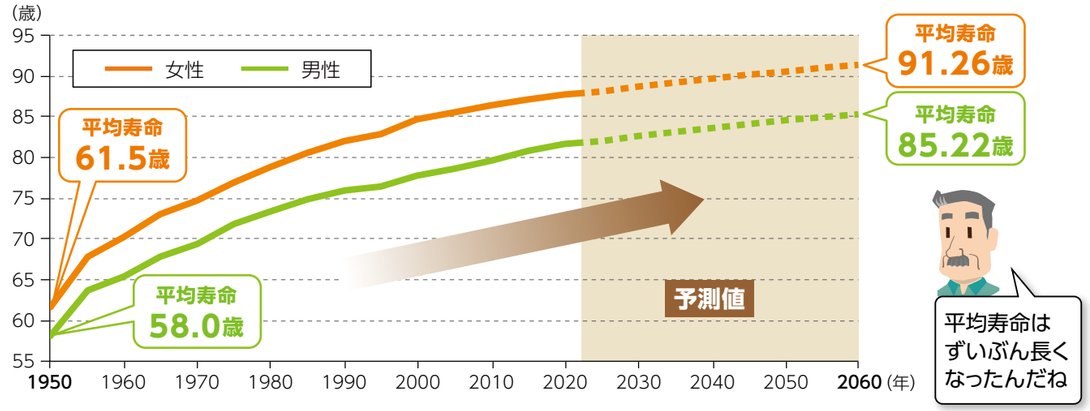

<年齢別死亡者数*> 平均寿命でお亡くなりになる方の数と死亡者数のピークにギャップがあります。

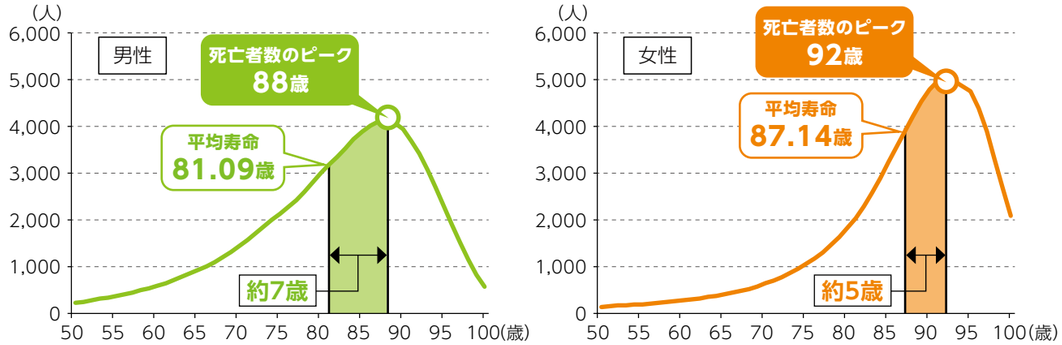

＊ 10万人の出生児が、生命表の年齢別死亡率に従って死亡するとした場合の死亡者数

豊かなセカンドライフを送るために、公的年金だけで十分でしょうか?

<年金に対する考え方(二人以上世帯調査)>

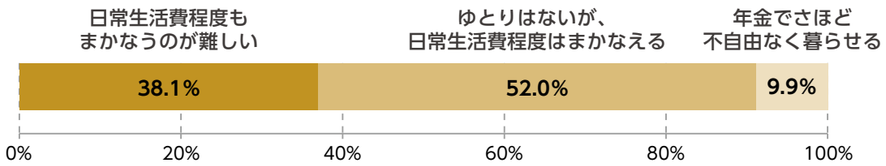

<セカンドライフの家計収支(高齢夫婦無職世帯:月額)>

※高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯のうち世帯主が無職の世帯

個人年金保険なら、お金や気持ちにゆとりを持たせることができます

<資産を取崩す場合のイメージ>

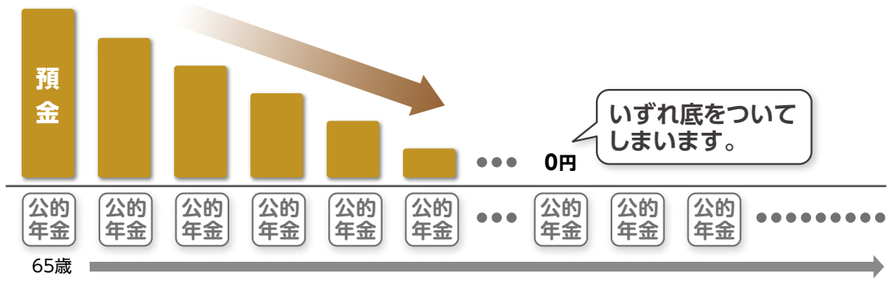

<個人年金保険を利用する場合のイメージ>

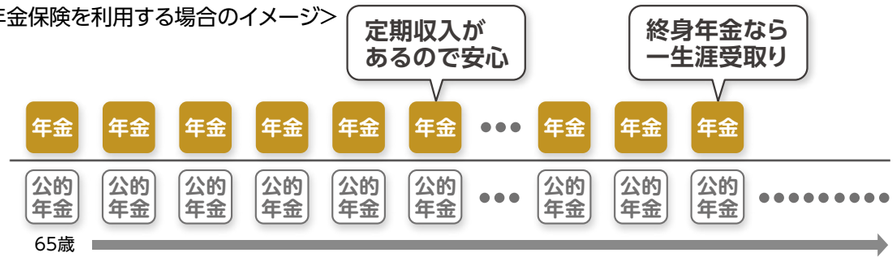

※上記は、終身年金の一般的な説明であり、個別商品によっては内容が異なります。
※上記の説明において、特定の金融商品の加入を推奨するものではありません。
※公的年金のお取扱いについては、2025年1月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。詳しい取扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

物価上昇への備えも大事です

<物価上昇の例>

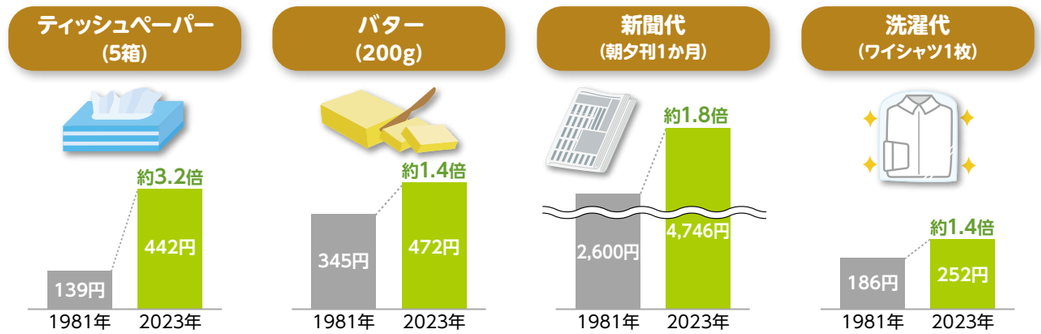

日本はさまざまなものを輸入に頼っており、今後、円安になった場合の物価上昇への備えが必要かもしれません。円以外の資産を持つことも、将来への備えの一つです。

【出典】
- 平均寿命の推移…2023年までは、厚生労働省 令和5年「主な年齢の平均余命の年次推移」より、2024年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「男女別平均寿命の推移(死亡中位)」(令和5年)より、三井住友海上プライマリー生命がグラフ化
- 年齢別死亡者数…厚生労働省「令和5年簡易生命表」
- 年金に対する考え方…金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査2023年」[二人以上世帯調査]
- セカンドライフの家計収支…1か月の公的年金等による収入の平均および平均支出:総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年」、ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用:(公財)生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」
- 物価上昇の例…総務省統計局「小売物価統計調査」(東京都区部小売価格)※新聞代は全国統一価格(全国紙)

『かなう、よろこび2』は、人生100年時代を、お客さまのご希望に応じて設計する通貨選択型の年金保険です。

※以下のコースイメージは、商品ごとの特徴を示したもので簡略化しています。

どんな未来を設計しますか?

■ 趣味や旅行を…

■ ご家族との楽しい時間を…

■ 豊かな生活を…

『かなう、よろこび2』で設計

外貨運用とは…

2分でわかる!

解説動画を配信中

どちらの コース を選びますか?

自分のために、安心してつかいたいなぁ。

うけとる『よろこび』

■ 自分でずっと、うけとりたい…… **受取重視 コース**

P5~P16

すぐには必要ないから、ふやしてからつかいたいわ。

ふやして▶うけとる『よろこび』

■ ふやす期間を決めて、うけとりたい…… **満期充実 コース**

P17~P21

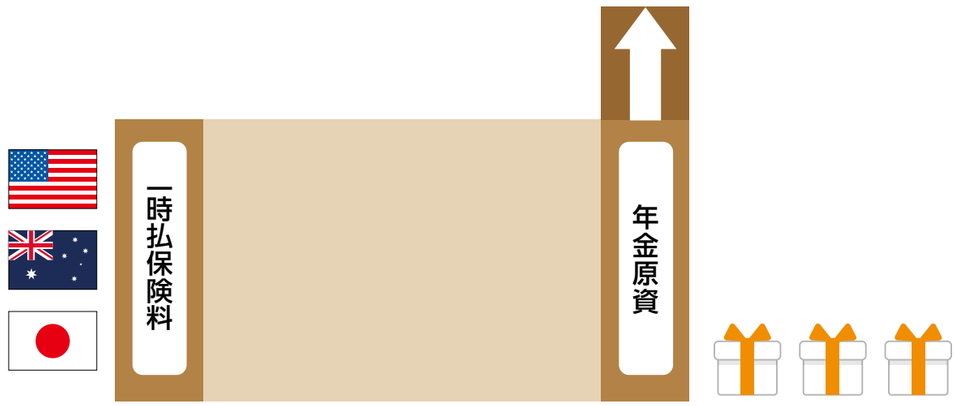

この保険では、主契約(通貨選択生存保障重視型個人年金保険)およびその主契約に特約を付加することで、保障が異なる2つのコース を準備しています。詳細は、契約概要「4.2つのコースの概要について」でご確認ください。

特徴としくみ

各アイコンは次の年金種類を指します。

死亡時保証100%型	死亡時保証80%型	確定年金
死亡時保証100%型終身年金	死亡時保証80%型終身年金	確定年金

1 ご希望の期間を選んで年金をお受取りいただけます。

・据置期間は、0年*～10年（年単位）から選択できます。
・年金種類は、死亡保障等の異なる2つの終身年金と確定年金から選択できます。

P7～P14

2 受取を重視し、年金額をより大きくする工夫があります。

・据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。
・死亡保障を低く抑えた年金種類を選択することで、年金額をより大きくできます。

P8、P23

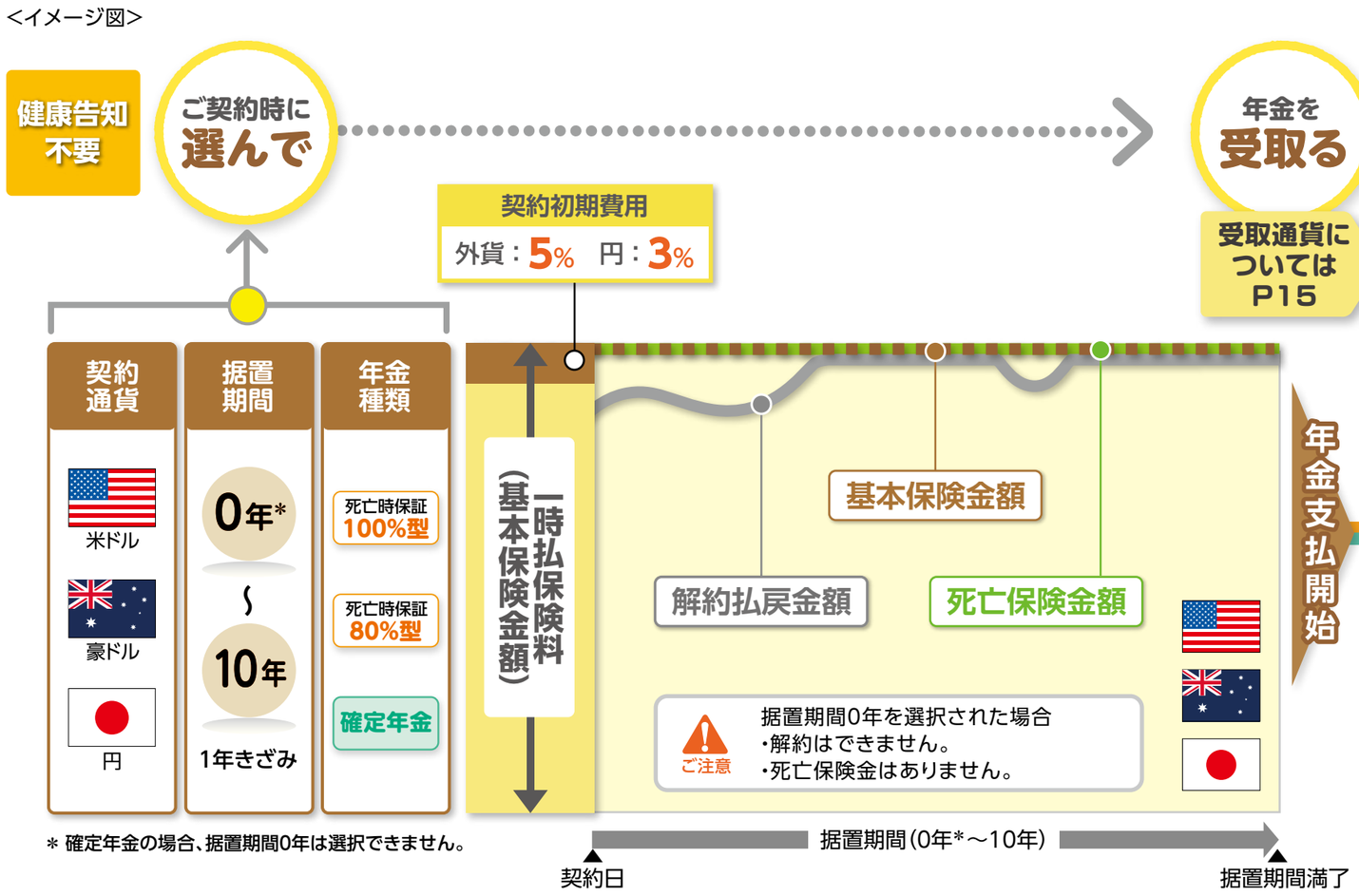

＊ 確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

3つの年金種類からご選択いただけます

年金の分割支払も可能です。詳しくはP16をご覧ください。

終身で「ずっと」うけとる

一生涯（終身）

- 死亡時保証100%型終身年金
- 死亡時保証80%型終身年金

受取期間を定めて「しっかり」うけとる

年金支払期間

確定年金（15年、20年、25年、30年、35年）

年金支払開始日（据置期間0年を選択された場合は契約日）以降は、解約することができません。（解約は据置期間中のみのお取扱いです。）
ただし、年金種類によっては、年金の一括支払ができます。

各年金種類の特徴等については、P7～P14、P38～P40をご覧ください。

ご注意ください

■ この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。
■ ご契約後は、据置期間（年金支払開始日）の変更はできません。

P53～P55

■ 死亡時保証80%型を選択した場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額との合計が一時払保険料を下回る場合があります。

3つの年金種類について

用語説明	✪保証割合 「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。

受取重視 コース では、ご契約時に2つの終身年金と確定年金から 年金種類を選択できます。

終身年金 ｜ 死亡時保証 100%型 ｜ 死亡時保証 80%型 ｜ 確定年金

終身年金について

✪保証割合 が異なる2つの年金種類があります。
年金支払期間中、被保険者が生存している間は、毎年の契約応当日*に、年金を受取れます。

死亡時保証 100%型	年金支払期間中の保証割合として基本保険金額の「100%」を確保しながら、一生涯の年金も準備することができます。 P9~P10
死亡時保証 80%型	年金支払期間中の保証割合を基本保険金額の「80%」に抑えることで、のこしながらもより年金額を大きくすることができます。 P11~P12

・年金支払開始日前に限り、保証割合の異なる終身年金に変更することができます。(確定年金への変更はできません。)

*据置期間が0年(契約日=年金支払開始日)の場合、第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。
そのため、第1回の支払額は、年金額に所定の利息を付した金額となります。

確定年金について

設定された期間中、毎年の契約応当日に、年金を受取れます。

年金支払期間・・・15年、20年、25年、30年、35年

確定年金	決まった期間、年金を受取れます。据置期間を長くすることで、年金額をより大きくできます。 P13~P14

・ご契約後は、終身年金への変更はできません。

※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。
※据置期間+年金支払期間の合計が40年未満となります。

年金額は、お選びいただく **据置期間** と **✪保証割合** によって異なります。

えらぶ 1 据置期間〔受取るまでの期間〕 終身年金 確定年金

据置期間を長くすることで、年金額をより大きくすることができます。

<イメージ図>

据置期間：短い 0年 1年 2年 ・・・ 9年 10年 長い

年金額：小さい ―――― 大きい

※確定年金は据置期間0年を選択できません。

えらぶ 2 ✪保証割合〔のこすと受取るのバランス〕 終身年金

終身年金の場合、年金支払開始後の保証割合が異なる2つの年金よりお選びいただけます。
その保証割合により、年金額が異なります。

<イメージ図>

年金支払期間中の死亡時保証：死亡時保証 100%型 ｜ 死亡時保証 80%型

年金額：小さい ―――― 大きい

ご家族の方にもぜひお伝えください

選択される年金種類によって、死亡一時金が少なくなる場合があります。
ご家族にも、あらかじめこの特徴をお伝えください。

年金種類ごとのくわしい説明はP9~P14

年金を大きくする工夫についてはP23

死亡時保証100%型終 身年金について

死亡時保証
100%型

1 年金支払開始前のお取扱いは、終身年金共通です。

・据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
・据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
・年金支払開始日前に限り、保証割合*1の異なる終身年金に変更することができます。（確定年金への変更はできません。）

※据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

2 年金支払開始後、受取額として基本保険金額の100%を確保します。

・死亡時保証期間*2中に、被保険者が死亡された場合、基本保険金額の100%から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人（被保険者＝年金受取人の場合は後継年金受取人）にお受取りいただきます。
・死亡時保証期間*2経過後は、死亡一時金はありません。
・年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は、解約することはできません。

<イメージ図>

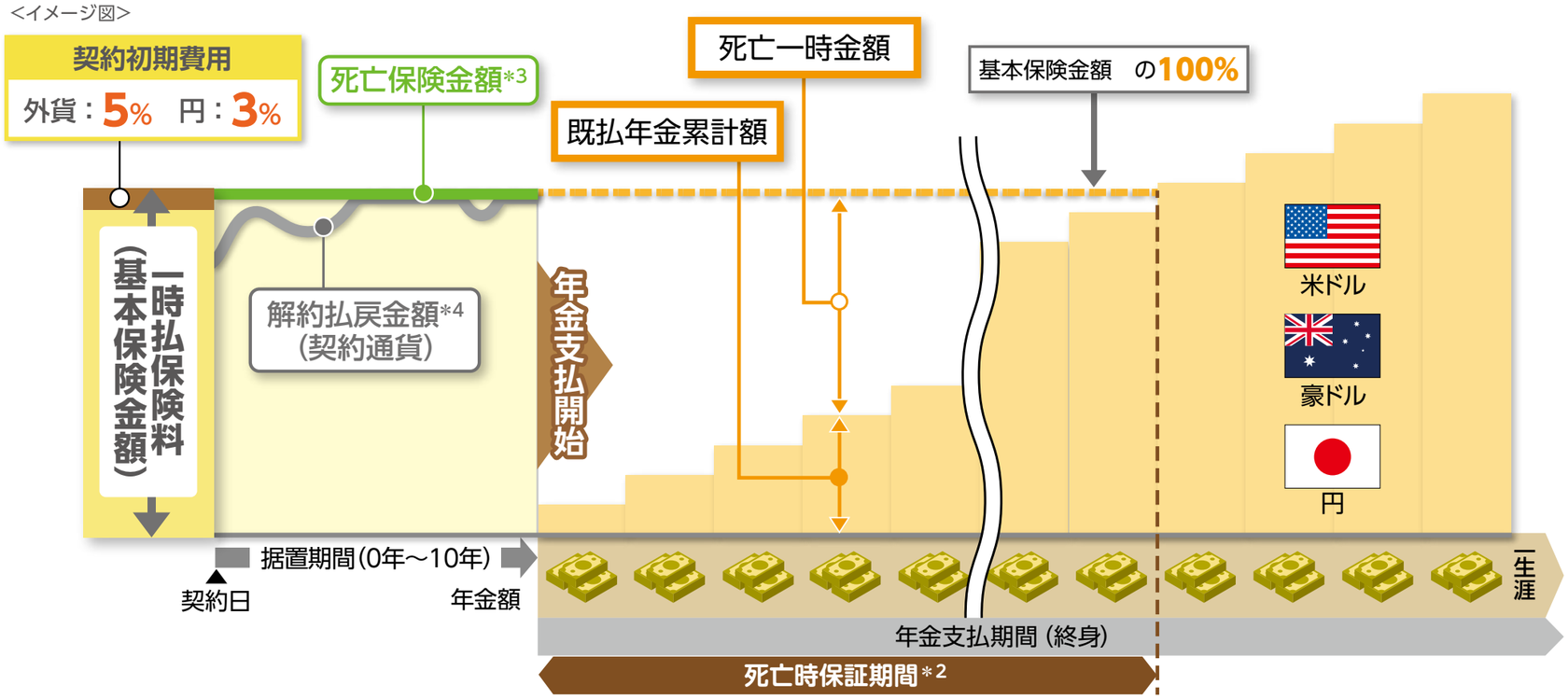

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。
*1「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。
*2 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が基本保険金額の100%に　達する年金支払日の前日までの期間をいいます。
*3 据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
*4 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。

ご注意ください

◆将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて一括で年金を受取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間部分に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。
◆年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料を上回るまでにかかる年数等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

〈年金額例〉

【前提条件】
契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円（円入金特約付加）
一時払保険料（基本保険金額）：10万ドル／積立利率：2.00%
為替レート：100円
※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性　契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間0年	契約通貨建て	4,410ドル	158,760ドル	87歳
	円換算額	44.1万円	1,587.6万円	
据置期間5年	契約通貨建て	5,720ドル	177,320ドル	87歳
	円換算額	57.2万円	1,773.2万円	
据置期間10年	契約通貨建て	7,700ドル	200,200ドル	87歳
	円換算額	77.0万円	2,002.0万円	

女性　契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間0年	契約通貨建て	3,940ドル	141,840ドル	90歳
	円換算額	39.4万円	1,418.4万円	
据置期間5年	契約通貨建て	4,950ドル	153,450ドル	90歳
	円換算額	49.5万円	1,534.5万円	
据置期間10年	契約通貨建て	6,400ドル	166,400ドル	90歳
	円換算額	64.0万円	1,664.0万円	

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。
※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
※据置期間0年の場合における第1回の年金に付される利息は、年金額に考慮していません。

死亡時保証80%型終 身年金について

死亡時保証 80%型

1 年金支払開始前のお取扱いは、終身年金共通です。

・据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
・据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
・年金支払開始日前に限り、保証割合*1の異なる終身年金に変更することができます。（確定年金への変更はできません。）

※据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。

2 年金支払開始後、受取額として基本保険金額の80%を確保します。

・死亡時保証期間*2中に、被保険者が死亡された場合、基本保険金額の80%から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人（被保険者=年金受取人の場合は後継年金受取人）にお受取りいただきます。
・死亡時保証期間*2経過後は、死亡一時金はありません。
・年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は、解約することはできません。

<イメージ図>

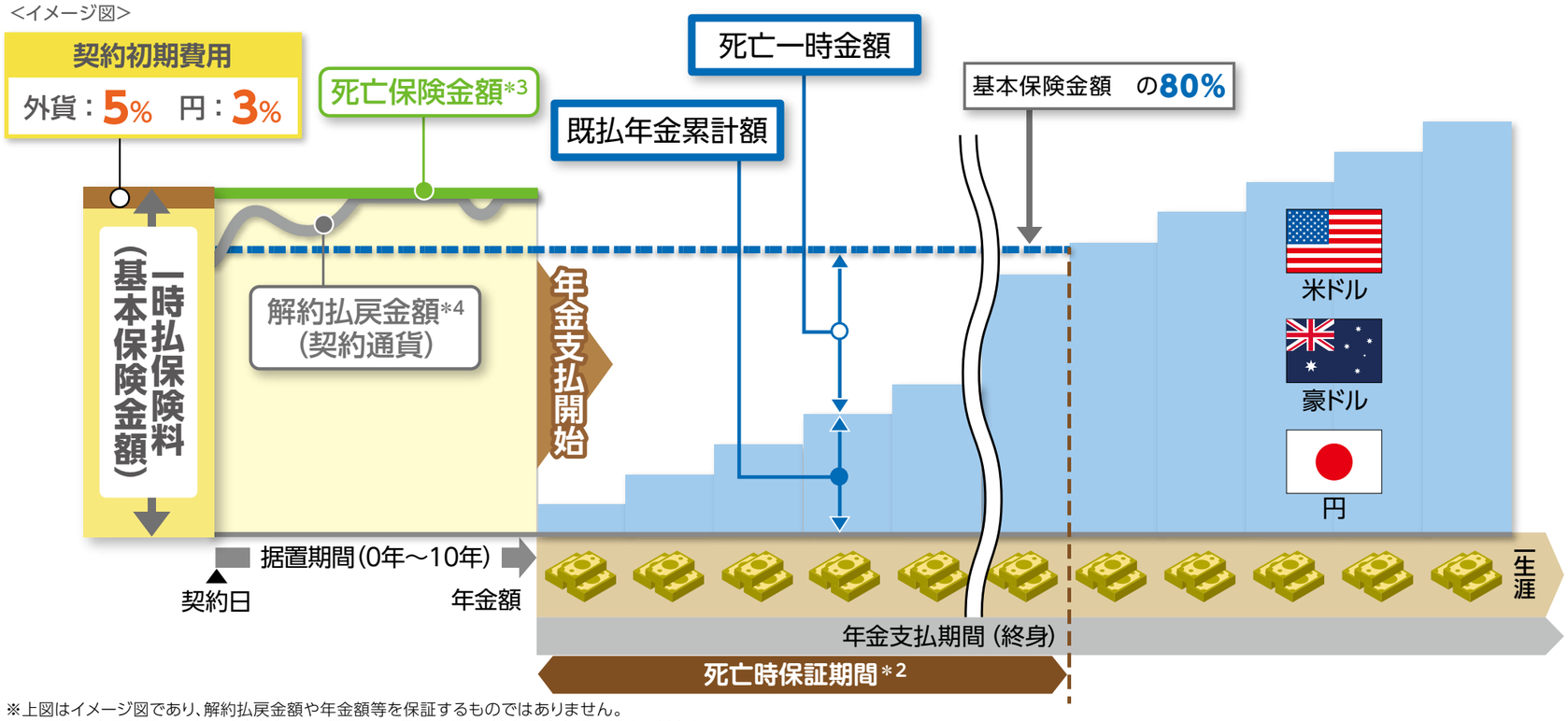

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。
*1「既払年金累計額+死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。
*2 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が基本保険金額の80%に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。
*3 据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
*4 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。

ご注意ください

◆年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、**既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。**
◆**将来の年金および死亡一時金のお支払いにかえて一括で年金を受取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになるため、一括支払額が死亡時保証期間中の残存期間部分に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を多くの場合下回ります。**
◆年金額は、基本保険金額、契約日における積立利率および被保険者の年齢・性別等に基づき計算されます。そのため、個別具体的な年金額や既払年金累計額が一時払保険料を上回るまでにかかる年数等の情報については、保険設計書にてご確認ください。

〈年金額例〉

【前提条件】
契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円（円入金特約付加）
一時払保険料（基本保険金額）：10万ドル／積立利率：2.00%
為替レート：100円
※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性 契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間0年	契約通貨建て	4,800ドル	172,800ドル	85歳
	円換算額	48.0万円	1,728.0万円	
据置期間5年	契約通貨建て	6,160ドル	190,960ドル	86歳
	円換算額	61.6万円	1,909.6万円	
据置期間10年	契約通貨建て	8,210ドル	213,460ドル	87歳
	円換算額	82.1万円	2,134.6万円	

女性 契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	100歳時点の既払年金累計額	既払年金累計額が一時払保険料を上回る年齢
据置期間0年	契約通貨建て	4,100ドル	147,600ドル	89歳
	円換算額	41.0万円	1,476.0万円	
据置期間5年	契約通貨建て	5,140ドル	159,340ドル	89歳
	円換算額	51.4万円	1,593.4万円	
据置期間10年	契約通貨建て	6,640ドル	172,640ドル	90歳
	円換算額	66.4万円	1,726.4万円	

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。
※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。
※据置期間0年の場合における第1回の年金に付される利息は、年金額に考慮していません。

確定年金について

確定 年金

1 年金支払開始前のお取扱いは、各年金支払期間共通です。

・据置期間中に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
・据置期間中に解約する場合、基本保険金額を上限とした解約払戻金をお支払いします。
・ご契約後は、終身年金への変更はできません。

2 年金支払開始後、設定された年金支払期間中、年金を受取れます。

・毎年、同額の年金をお受取りいただくことができます。
・年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金はありません。年金受取人（被保険者＝年金受取人の場合は後継年金受取人）に、年金支払期間満了まで年金を引続きお受取りいただきます。
・年金支払開始日以後（据置期間経過後）は解約することはできませんが、一括で年金を受取ることができます。

<イメージ図>

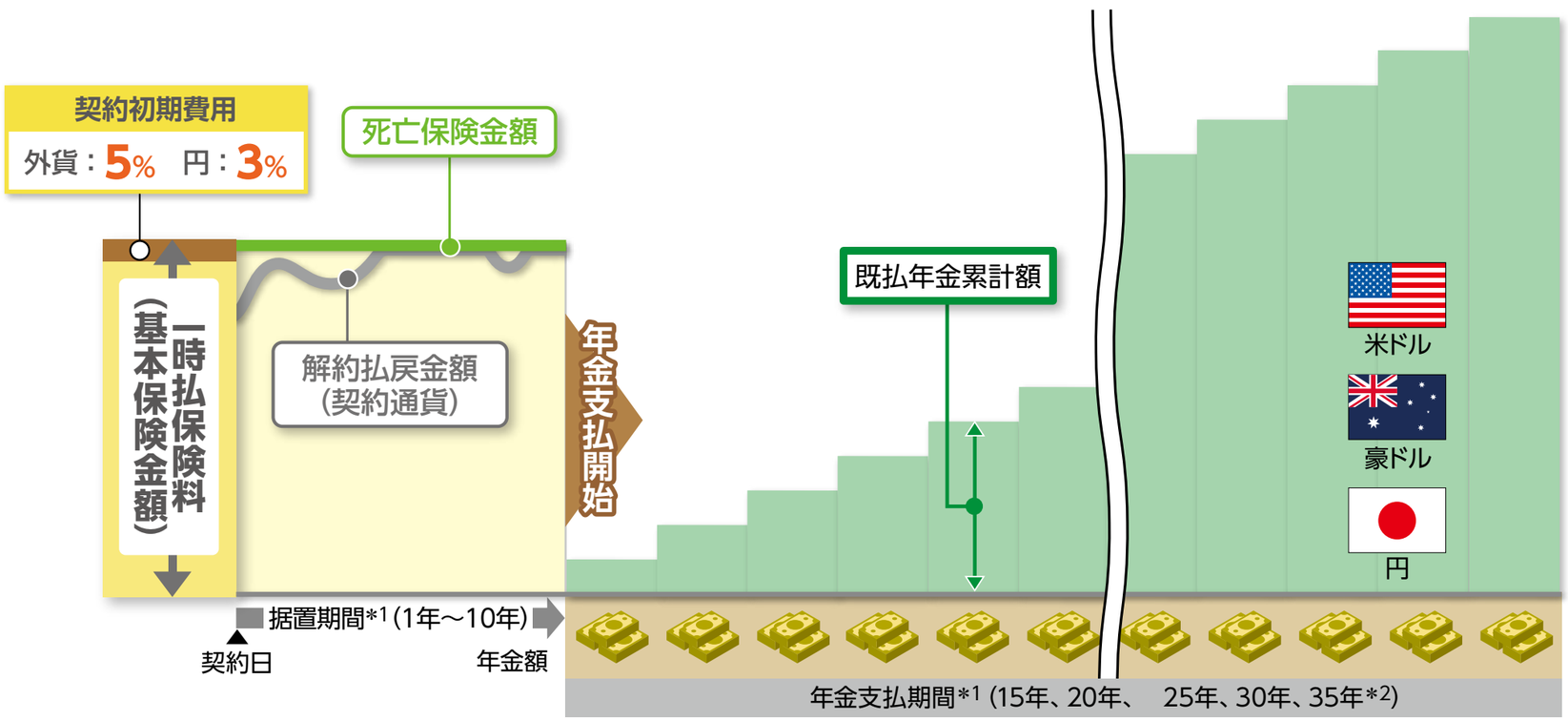

※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。
※据置期間0年は選択できません。
*1 据置期間+年金支払期間の合計が40年未満となります。
*2 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。

〈年金額例〉

【前提条件】
契約通貨：米ドル／払込保険料：1,000万円（円入金特約付加）
一時払保険料（基本保険金額）：10万ドル／積立利率：2.00%
為替レート：100円／年金支払期間：25年
※記載の前提条件は、契約内容の一例を示すものであり、実際の契約内容は個別契約ごとに異なります。

男性　契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	契約時点で確定する年金総額
据置期間1年	契約通貨建て	4,820ドル	120,500ドル
	円換算額	48.2万円	1,205.0万円
据置期間5年	契約通貨建て	5,220ドル	130,500ドル
	円換算額	52.2万円	1,305.0万円
据置期間10年	契約通貨建て	5,820ドル	145,500ドル
	円換算額	58.2万円	1,455.0万円

女性　契約年齢（被保険者の年齢）65歳

		年金額	契約時点で確定する年金総額
据置期間1年	契約通貨建て	4,820ドル	120,500ドル
	円換算額	48.2万円	1,205.0万円
据置期間5年	契約通貨建て	5,220ドル	130,500ドル
	円換算額	52.2万円	1,305.0万円
据置期間10年	契約通貨建て	5,790ドル	144,750ドル
	円換算額	57.9万円	1,447.5万円

※記載の円換算額は、契約通貨建ての年金額を、前提条件の為替レートで換算した金額です。実際は年金支払日における三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを用いて円に換算します。そのため、実際の年金額と異なる場合があります。
※年金額は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。

ご注意ください

◆将来の年金のお支払いにかえて一括で年金を受取る場合、市場調整が適用されたうえで、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになります。そのため、**一括支払額が年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価相当額を多くの場合下回ります。**

年金の受取方法について

契約通貨が外貨の場合の年金の受取通貨について

年金の受取通貨は、以下の①～③から選択できます。（②③の場合、年金円支払特約付加）

① 契約通貨建ての年金を受取り

定期的に外貨をつかう機会があるから。

② 契約通貨建ての年金を毎年、円換算して受取り

為替の変動があっても、毎年円で受取りたい。

③ 指定した為替レート（為替ターゲットレート）に基づき、①か②を毎年自動判定して年金を受取り

為替の変動に応じて外貨か円で受取りたい。

・1銭単位で**「為替ターゲットレート」**を設定します。設定後、変更することもできます。
・設定した為替ターゲットレートに基づき、毎年の年金支払日に受取通貨が決定されます。
・年金支払日の円支払特約レートと為替ターゲットレートを比較し、下表のとおり判定します。

比較結果	判定
為替ターゲットレートを下回る（円高）場合	① （契約通貨）
為替ターゲットレートを上回る（円安）または同じ場合	② （円）

※年金を円で受取る場合、年金支払日における円支払特約レート（TTM−50銭）で円換算します。

<イメージ図>「為替ターゲットレート:1米ドル=100円」に設定した場合

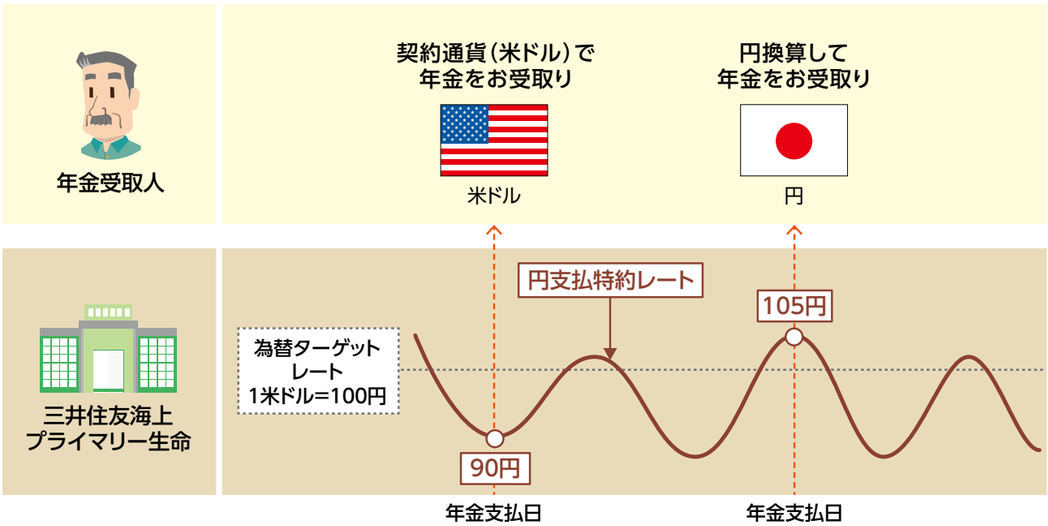

年金の分割支払について

年1回お受取りいただく年金は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）のお申し出により、分割して受取れます。選択できる分割支払回数は、次のとおりとなります。

分割支払回数

年2回	年金支払日の6か月後および12か月後の月単位の契約応当日
年6回	年金支払日の2か月後、4か月後、6か月後、8か月後、10か月後、12か月後の月単位の契約応当日
年12回	年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

（例）年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回	お支払いはありません						●						●
年6回			●		●		●		●		●		●
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
参考 年1回	●												○ 翌年分

・年金を分割でお受取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、契約通貨が米ドルの場合500米ドル／豪ドルの場合500豪ドル／円の場合50,000円以上となるよう分割支払回数をご選択いただきます。
・詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【契約通貨が外貨で、円のお受取りを選択している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート（TTM−50銭）で円換算します。

【為替ターゲットレートを設定している場合】
契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート（TTM−50銭）と為替ターゲットレートを比較し、判定します。

年金受取時のお手続きについて（生存確認書類のご提出）

終身年金で死亡時保証期間経過後に年金をお受取りいただく場合、生存確認を実施させていただきます。

※毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命より生存確認に関するご案内を送付いたしますので、お手続きください。また、生存確認書類として個人番号カードのコピー等をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

特徴としくみ

用語説明	■年金原資 年金支払開始日における、将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。

1 据置期間満了時に年金原資を大きくする工夫があります。

・据置期間を長くすることで、年金原資をより大きくできます。 P23

2 据置期間満了時に、いろいろな選択ができます。

・年金原資を年金で受取る以外に、一括でも受取れます。
・年金の受取りにかえて、終身保障への移行や運用の継続も可能です。

P19~P20

<イメージ図>

＊ 通貨によっては、市場環境等により、一部の据置期間で販売を停止している場合があります。
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金原資等を保証するものではありません。

ご注意ください

■ この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。 P53~P55

■ 解約払戻金は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

据置期間満了時のご選 択について

据置期間満了時には、年金原資をもとに「うけとる」「終身保障へ　の移行」「運用をつづける」を選択できます。

年金または一括でうけとる

年金でのお受取り

確定年金　　年金総額保証付終身年金

※年金分割支払のお取扱いはありません。

各年金についての詳しい取扱いはP45をご覧ください。

一括でのお受取り

終身保障への移行

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行することができます。

・移行する際、他の契約通貨に変更することも可能です。

・終身保障への移行後に年金移行特約（定額保険用）を付加し、解約払戻金を原資とした年金に移行することができます。

<イメージ図>

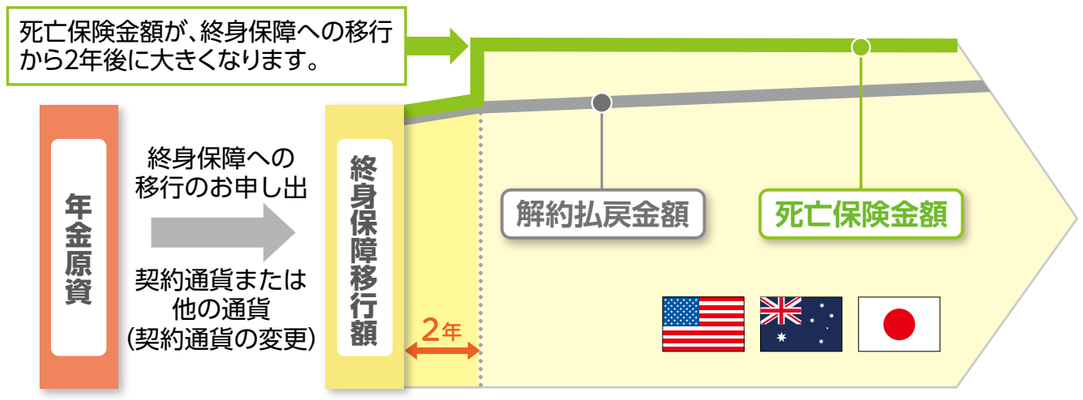

※上図は、終身保障への移行をご理解いただくためのイメージ図です。

運用をつづける

年金支払開始日を**1年**きざみで繰下げて、運用を継続できます。

・変更後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

・繰下げ中は、いつでも将来に向かって年金のお受取りを開始できます。

・繰下げ時に、他の契約通貨に変更することも可能です。

・繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額を死亡保険金としてお受取りいただきます。

・繰下げ期間中に解約する場合は、解約日における積立金額が解約払戻金額となります。（解約控除および市場調整は適用されません。）

<取扱範囲>

契約通貨	繰下げ期間
米ドル・豪ドル・円	1年のみ

<イメージ図>

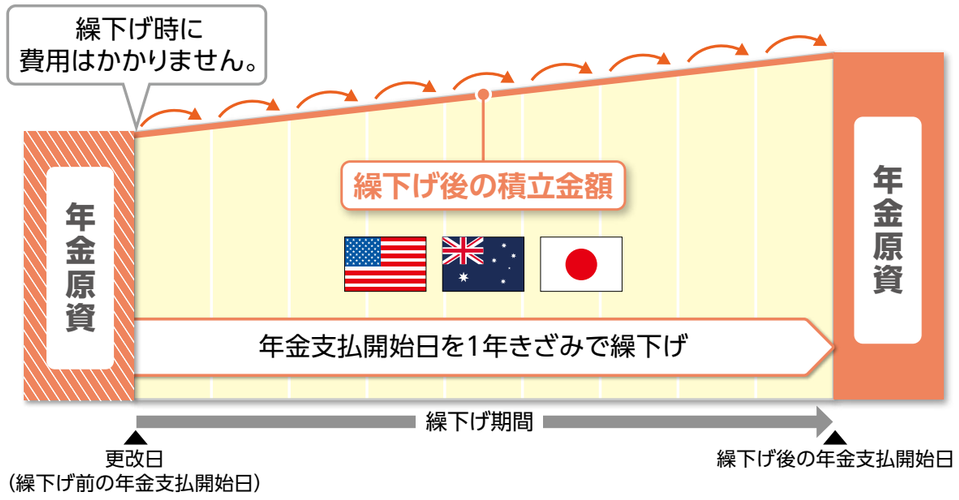

※上図は、年金支払開始日の繰下げをご理解いただくためのイメージ図です。また、繰下げ開始後の利率が同じ利率であると仮定しています。

介護年金移行特約について

介護年金に移行することができます

解約払戻金を原資とした介護年金に移行することができます。
なお、移行の際には、下記の条件を満たす必要があります。

・被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
・契約日から1年経過以後であること。
・年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

<公的介護保険の要介護度別の身体状態の目安>

要介護度	状態の目安
要支援1	日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。
要支援2	日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。 この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。
要介護1	
要介護2	**軽度の介護を必要とする状態** **起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。** **食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。** **物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。**
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。 認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。 全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。
出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」

ご注意ください

■ **介護年金に移行する場合、年金原資となる解約払戻金は、市場金利の変動の影響等により、一時払保険料を下回る可能性があります。**

■ 年金の一括支払を選択した場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。

MEMO

年金等を大きくする工夫

用語説明	✪トンチン性 「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができます。 イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。 ※上記はトンチン性を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

2分でわかる!
解説動画を配信中

かなう、よろこび2の ✪トンチン性

① 据置期間中のトンチン性

受取重視コース　満期充実コース

据置期間中に被保険者が死亡された場合、運用でふえた分は据置期間満了時に生存されている他の被保険者の契約に年金として配分するという考え方で、年金を大きくしています。

<死亡保障の抑制によるトンチン性のイメージ図>

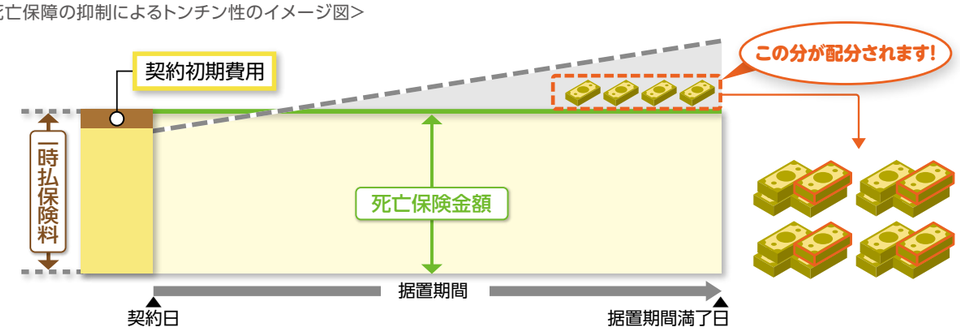

② 年金支払期間中のトンチン性

受取重視コース　終身年金

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金相当額をなしにする(減らす)という考え方で、その分、あらかじめ年金を大きくしています。

<イメージ図>

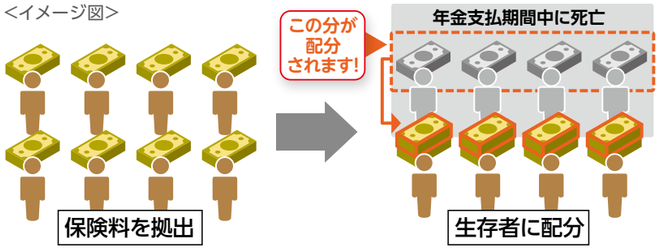

※上図はトンチン性を簡易に示したイメージ図であり、据置期間中の解約払戻金の抑制によるトンチン性は考慮していません。
※上図はイメージ図であり、実際の年金額を表すものではありません。

リレープランについて

被保険者を配偶者やお子さまにすることで、年金受取人が死亡された後も被保険者が生存している間は、後継年金受取人として配偶者やお子さまが引続き年金を受取ることができます。

【リレープランのご契約例：終身年金を選択した場合】

夫婦リレープラン

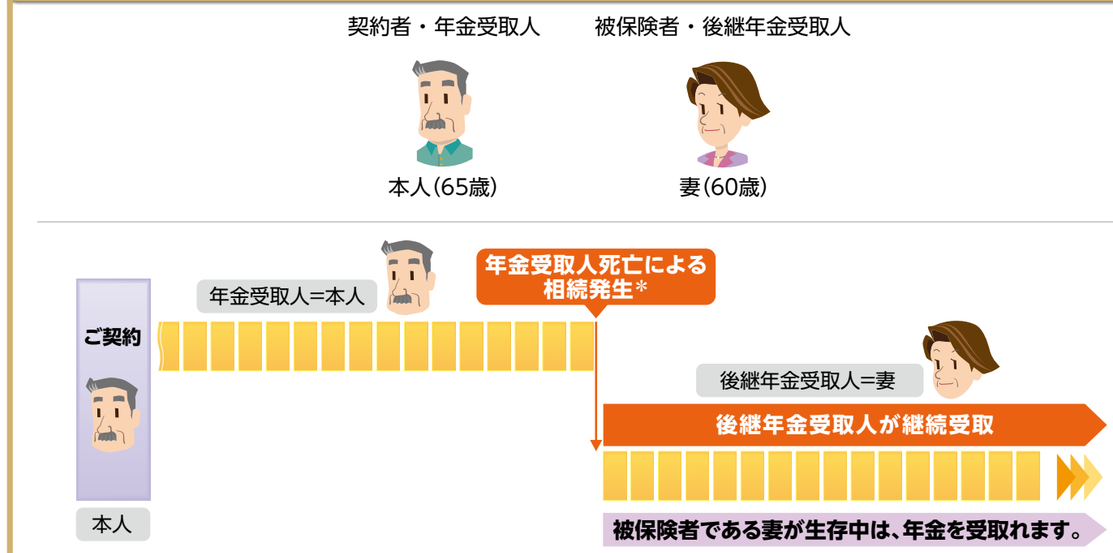

親子リレープラン

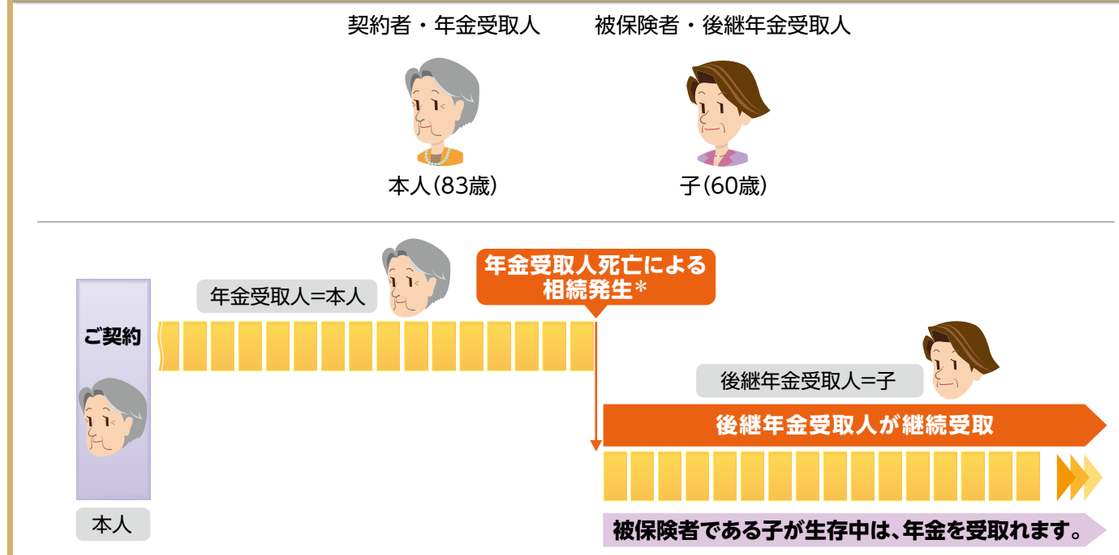

*年金受取人死亡による相続が発生した時点での年金受給権の評価額が、相続税の課税対象となります。

年金受給権の評価についてはP30～P31をご覧ください。

その他のお取扱いについて

指定代理請求人

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。
※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと

△

年金等の請求手続きは年金受取人からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、年金等の請求手続きが難しくなります。

指定されていれば

○

指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者	年金受取人の直系血族 (子、孫、父母、祖父母など)	年金受取人の3親等以内の親族 (兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

・年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと

△

年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。
❶被保険者
❷被保険者の配偶者
❸年金受取人の法定相続人
そのため、遺したい方に遺せないかもしれません。

指定されていれば

○

後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者	被保険者の配偶者	年金受取人の3親等以内の親族 または6親等以内の血族 (子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

3親等以内の親族・6親等以内の血族の例についてはP32をご覧ください。

※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

死亡保障、解約、年金の一括支払、諸費用、税金について

この保険に係る死亡保障、解約、年金の一括支払、諸費用、税金については、下記のページをご覧ください。

項目	受取重視コース	満期充実コース
死亡保障	P40	P46
解約	P43～P44	P49～P50
年金の一括支払	P40	P45
諸費用	P53～P55	
税金	P29～P31、P61～P62	

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	年金額および年金原資等を計算するために、コース、契約日、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じて定める利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇔豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

＊ 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

アフターサービス

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ　プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会　● 住所変更　● 生命保険料控除証明書の再発行 等

※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書の再発行等はサービスの対象外となります。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ
https://www.ms-primary.com

プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話　ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会　● 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
（ハイ、パートナー）

【受付時間】
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊ ご契約内容や各種情報を確認いただくために、
定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	**保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内　等** 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
据置期間中（据置期間0年以外）	**ご契約状況のお知らせ** 毎年1回、契約者あてにご案内*1します。 ＊1 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前（据置期間0年以外）	**年金受取に関する請求書類** 契約者あてに郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。 受取重視 コース【年金受取人と契約者が同一人の場合】 **年金受取に関するご案内** 契約者あてに郵送します。 ※年金振込口座の変更や年金の受取通貨などの変更がなければ、ご案内の内容で年金を支払います。
年金受取中	**年金証書／お支払通知書** 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します*2。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。 ＊2 受取重視コースで据置期間0年の場合、ご契約後、保険証券に同封します。

受取重視 コース　年金受取時のお手続きについて（生存確認書類のご提出）

年金のお受取りにあたり、生存確認書類（個人番号カードのコピー等）をご提出いただく場合があります。生存確認書類の提出が必要な場合、毎年の年金支払日を迎える前に、三井住友海上プライマリー生命よりご案内を送付しますので、お手続きください。

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

参考1

年金にかかる税金について

本ページでは、「かなう、よろこび2」の税務の取扱いの一部を説明しています。
注意喚起情報P61～P62の「13.税金のお取扱いについて」もあわせてご確認ください。

年金の税制上のお取扱い

■契約者と年金受取人が同一人の場合

毎年お受取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。次の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算され、総合課税により所得税が課税されます。

雑所得金額 ＝ その年ごとに受取る円換算年金額*1 － 必要経費

*1 契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。

■契約者と年金受取人が別人の場合

年金の受取開始（年金の受給権取得）時に**贈与税*2の課税対象**となります。
また、毎年お受取りになる年金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。

*2 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。

表 ＜必要経費計算用の余命年数*3表（所得税法施行令 別表 余命年数表より抜粋）＞

年齢（歳）	余命年数 男性（年）	余命年数 女性（年）	年齢（歳）	余命年数 男性（年）	余命年数 女性（年）	年齢（歳）	余命年数 男性（年）	余命年数 女性（年）
50	27	32	65	15	18	80	6	8
51	26	31	66	14	18	81	6	7
52	25	30	67	14	17	82	5	7
53	25	29	68	13	16	83	5	6
54	24	28	69	12	15	84	4	6
55	23	27	70	12	14	85	4	5
56	22	26	71	11	14	86	4	5
57	21	25	72	10	13	87	4	4
58	20	25	73	10	12	88	3	4
59	20	24	74	9	11	89	3	4
60	19	23	75	8	11	90	3	3
61	18	22	76	8	10			
62	17	21	77	7	9			
63	17	20	78	7	9			
64	16	19	79	6	8			

*3 税務上の計算に使用するもので、厚生労働省が発表している平均余命とは異なります。

参考 年金所得者の申告不要制度

●年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

❶ 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
❷ 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※❶の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。
※❷の所得金額とは❶以外の総収入金額（給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など）から必要経費などを差引いた金額です。
※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。（2015年分以後に限ります。）
※本制度は2025年1月1日現在のもので、将来変更される可能性があります。
※住民税については、申告が必要な場合もあります。

受取重視 コース 年金受取時の課税の計算例

必要経費 ＝ その年ごとに受取る円換算年金額*4 × 必要経費割合
必要経費割合 ＝ 円換算一時払保険料*4 ÷ 年金総受取見込額*5（小数点第3位以下切上げ）

*4 契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。
*5 終身年金の場合は、①円換算年金額*4×表の余命年数*6と②円換算保証金額*4のいずれか大きい額
確定年金の場合は、円換算年金額*4×支払年数となります。
*6 据置期間0年の場合、①に第1回の年金に加えてお支払いする利息の円換算額を加算した額となります。
※分割支払の場合、①は分割支払額をもとに計算します。

【前提条件】
- 契約者・被保険者・年金受取人同一
- 被保険者の性別:男性
- 契約年齢:65歳
- 契約通貨:米ドル
- 基本保険金額:100,000ドル
- 円換算後の一時払保険料:1,000万円（換算為替レート:100円）
- 据置期間:10年
- 年金種類:死亡時保証100%型終身年金
- 積立利率:2.00%
- 年金額:7,700ドル
- 第1回年金の支払日におけるTTM：105円
  第2回年金の支払日におけるTTM：110円
- 年金円支払特約:なし

▶必要経費の計算

必要経費割合 ＝ 円換算一時払保険料 / 年金総受取見込額
＝ 10,000,000円 / 10,500,000円 ＝ 0.96（小数点第3位以下切上げ）

年金総受取見込額
①7,700ドル×105円×8（表の余命年数表より）=6,468,000円
②100,000ドル×105円×100%=10,500,000円
⇒②>① よって10,500,000円

必要経費	＝	その年ごとに受取る円換算年金額	×	必要経費割合		円未満切上げ
（第1回）	＝	7,700ドル×105円	×	0.96	＝	776,160円
（第2回）	＝	7,700ドル×110円	×	0.96	＝	813,120円

▶雑所得の計算

雑所得金額	＝	その年ごとに受取る円換算年金額	－	必要経費		
（第1回）	＝	7,700ドル×105円	－	776,160円	＝	32,340円
（第2回）	＝	7,700ドル×110円	－	813,120円	＝	33,880円

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

参考 契約者と年金受取人が別人の場合の年金受給権の評価

年金受給権の評価・・・評価額は、年金種類に応じて下記のとおりとなります。

終身年金 Ⓐ～Ⓒのいずれか大きい額
- Ⓐ 年金の一括支払の額（一括支払の取扱いが可能な場合）
- Ⓑ 死亡時保証期間の残存期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価
- Ⓒ 完全生命表で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

確定年金 ⒶⒷのいずれか大きい額
- Ⓐ 年金の一括支払の額
- Ⓑ 年金支払期間の残存期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

ご注意ください

- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 本税務取扱いの内容は2025年1月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

参考1 年金にかかる税金について

本ページでは、「かなう、よろこび2」の税務の取扱いの一部を説明しています。
注意喚起情報P61～P62の「13.税金のお取扱いについて」もあわせてご確認ください。

満期充実コース 年金受取時の課税の計算例

必要経費 ＝ その年ごとに受取る円換算年金額*1 × 必要経費割合

必要経費割合 ＝ 円換算一時払保険料*1 ÷ 年金総受取見込額*2 (小数点第3位以下切上げ)

*1 契約通貨が円の場合は、円建ての額となります。
*2 確定年金の場合は、円換算年金額*1×支払年数
年金総額保証付終身年金の場合は、①円換算年金額*1× 表 の余命年数と②年金原資の円換算額*1のいずれか大きい額

【前提条件】
- 契約者・被保険者・年金受取人同一
- 被保険者の性別:男性
- 契約年齢:65歳
- 契約通貨:米ドル
- 基本保険金額:100,000ドル
- 据置期間:10年
- 年金種類:年金総額保証付終身年金
- 積立利率:2.00%
- 年金額:6,885ドル
- 円換算後の一時払保険料:1,000万円(換算為替レート:100円)
- コース:満期充実コース
- 年金原資の額:117,103ドル
- 第1回年金の支払日におけるTTM：105円
  第2回年金の支払日におけるTTM：110円

▶必要経費の計算

年金総受取見込額
①6,885ドル×105円×8(表 の余命年数表より)=5,783,400円
②117,103ドル×105円=12,295,815円
⇒②>① よって12,295,815円

必要経費割合 ＝ 円換算一時払保険料 / 年金総受取見込額
＝ 10,000,000円 / 12,295,815円 ＝ 0.82 (小数点第3位以下切上げ)

必要経費	＝ その年ごとに受取る円換算年金額	× 必要経費割合	円未満切上げ
(第1回)	＝ 6,885ドル×105円	× 0.82	＝ 592,799円
(第2回)	＝ 6,885ドル×110円	× 0.82	＝ 621,027円

▶雑所得の計算

雑所得金額 ＝ その年ごとに受取る円換算年金額 － 必要経費

(第1回)	＝ 6,885ドル×105円	－ 592,799円	＝ 130,126円
(第2回)	＝ 6,885ドル×110円	－ 621,027円	＝ 136,323円

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

参考 契約者と年金受取人が別人の場合の年金受給権の評価

年金受給権の評価・・・評価額は、年金種類に応じて下記のとおりとなります。

確定年金 Ⓐ Ⓑのいずれか大きい額
- Ⓐ 年金の一括支払の額
- Ⓑ 年金支払期間の残存期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

年金総額保証付終身年金 Ⓐ～Ⓒのいずれか大きい額
- Ⓐ 年金の一括支払の額
- Ⓑ 受取保証部分の残存期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価
- Ⓒ 完全生命表で計算した余命期間中の年金について、予定利率で計算した年金の現価

ご注意ください

- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 本税務取扱いの内容は2025年1月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

参考2 受取人の指定について

万一に備えて、あらかじめ死亡保険金受取人や後継年金受取人を指定いただくことにより、スムーズな財産承継を生前から準備することができます。

死亡保険金受取人・後継年金受取人を指定できます。

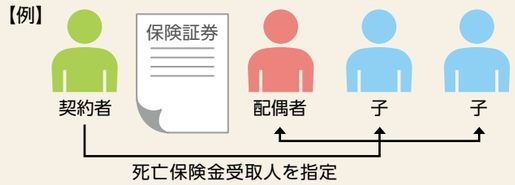

●死亡保険金受取人および後継年金受取人は、それぞれ被保険者・年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

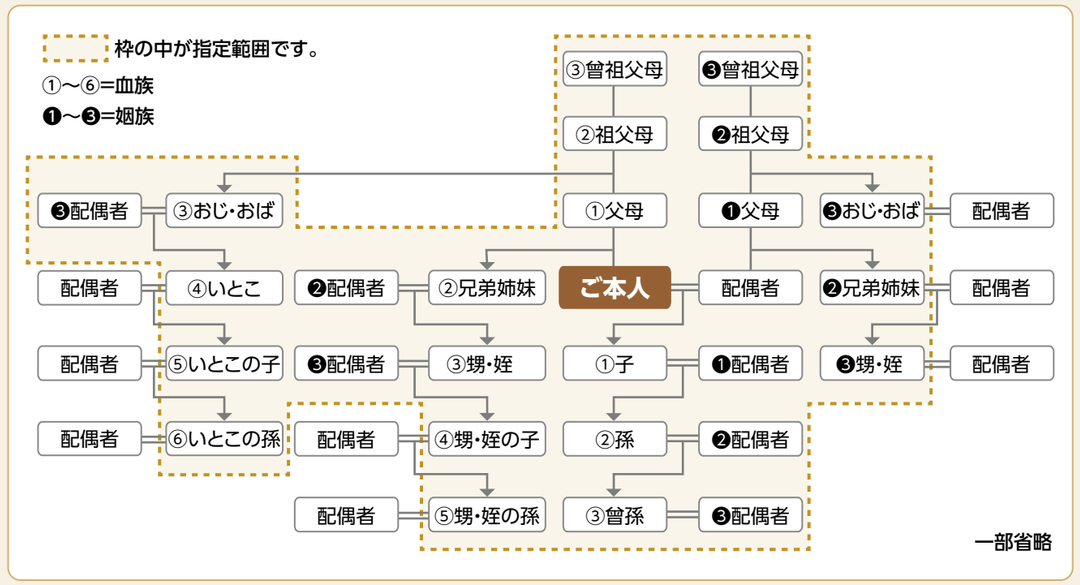

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

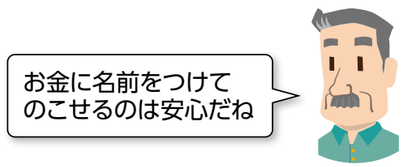

ご契約のお取扱いについて

		受取重視コース P38～P44	満期充実コース P45～P50
契約通貨		米ドル/豪ドル/円	
一時払保険料	最低	5万ドル(1ドル単位) または500万円(1万円単位)	1万ドル (1ドル単位) または100万円 (1万円単位)
		※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	20億円(契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額)	
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)		50歳～90歳 (確定年金:50歳～89歳)	0歳～87歳
据置期間		0年～10年 (確定年金:1年～10年*1)	契約年齢により、据置期間が異なります。 詳しくは下表をご参照ください。
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
契約初期費用		あり	
解約控除		なし	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳しくは、P41、P47をご覧ください。
※お取扱いしない契約通貨と据置期間の組合せがある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。
*1 据置期間+年金支払期間の合計が40年未満となります。

<満期充実コースの契約年齢と据置期間のお取扱い>

据置期間	契約年齢
3年	0～87歳 *2
5年	0～85歳
6年	0～84歳
7年	0～83歳
10年	0～80歳
15年*3	0～75歳
20年*4	0～70歳

※お取扱いしない契約通貨と据置期間の組合せがある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。
*2 円の取扱いはありません。*3 豪ドルの取扱いはありません。*4 米ドル、豪ドルの取扱いはありません。

死亡保障について

	受取重視コース	満期充実コース
死亡保険金額 (年金支払開始前)	基本保険金額	

年金等について

	受取重視コース	満期充実コース
選択できる年金種類	■死亡時保証100%型 終身年金 ■死亡時保証80%型 終身年金 ■確定年金	■年金総額保証付終身年金 ■確定年金
年金支払開始年齢	■死亡時保証100%型 終身年金 ■死亡時保証80%型 終身年金 50歳～90歳 ■確定年金 51歳～90歳	■年金総額保証付終身年金:50歳～90歳 ■確定年金:3歳～90歳
年金支払期間	■終身年金:終身 ■確定年金:15・20・25・30・35年 ※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、35年は選択できません。	■年金総額保証付終身年金:終身 ■確定年金:5・10・15・20年 ※確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。
年金の分割支払	あり	なし
年金支払開始日の繰下げ	なし	あり
年金の一括支払	あり	あり
年金支払開始後の被保険者死亡時の保障	■死亡時保証100%型 終身年金 ■死亡時保証80%型 終身年金 死亡一時金 ■確定年金 年金の継続支払	■年金総額保証付終身年金:年金の継続支払 ■確定年金:死亡一時金

契約日以後に選択できること

	受取重視コース	満期充実コース
介護年金への移行 (介護年金移行特約付加)	なし	あり
終身保障への移行 (終身移行特約付加)	なし	あり
為替ターゲットレートの設定 (年金円支払特約付加)	あり	なし

MEMO

契約締結前交付書面 目次

契約概要

1. この保険のしくみについて……37
2. 積立利率について……37
3. 配当金について……38
4. 2つのコースの概要について……38
5. 市場調整について……51
6. 為替リスクについて……51
7. 諸費用について……52
8. 金銭の授受について……52

注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について……53
2. この保険のリスクについて……55
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません……55
4. この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です……56
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について……57
6. 保険金等をお支払いできない場合について……58
7. 解約と解約払戻金について……58
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について……58
9. 為替リスクについて……59
10. 預金等との違いについて……59
11. その他のご注意いただきたい事項について……59
12. 保険会社の商号と住所等について……60
13. 税金のお取扱いについて……61
14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について……63
15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について……63
16. （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について……64

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、2つのコース（受取重視、満期充実）と複数の通貨からコースと契約通貨それぞれ1つをご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

「かなう、よろこび2」の正式名称は、通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

2つのコースの概要については、下記をご参照ください。

受取重視コース	満期充実コース
P.38～P.44	P.45～P.50

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なることがあります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、コースごとの条件に応じて異なります。
- 積立利率は、コースおよび年金の種類等に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。
  ※ 詳細については、P.53～P.55の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。
- 積立金額は、経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算されます。

3 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

4 2つのコースの概要について

受取重視コース

このコースは、契約通貨（米ドル、豪ドルまたは円）と据置期間、年金種類をご選択いただき、契約通貨建てで運用しながら年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑え、将来の年金額を大きくします。

このコースのイメージ図については、P.5～P.6をご参照ください。

1.年金について

年金種類は以下のとおりです。

※ 終身年金に限り、年金支払開始日前に、年金種類を変更することができます。ただし、据置期間0年をご選択されている場合、年金種類の変更はできません。また、終身年金から確定年金、確定年金から終身年金への変更はできません。

● 死亡時保証100％型終身年金、死亡時保証80％型終身年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、一生涯（終身）にわたって年金をお受取りいただけます。
- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、保証金額（基本保険金額に保証割合を乗じた額）から既に支払事由の発生した年金の累計額（以下、既払年金累計額）を控除した額（死亡一時金）をお受取りいただきます。（既払年金累計額が保証金額以上の場合には死亡一時金はありません。）

【死亡時保証100％型終身年金のイメージ図】

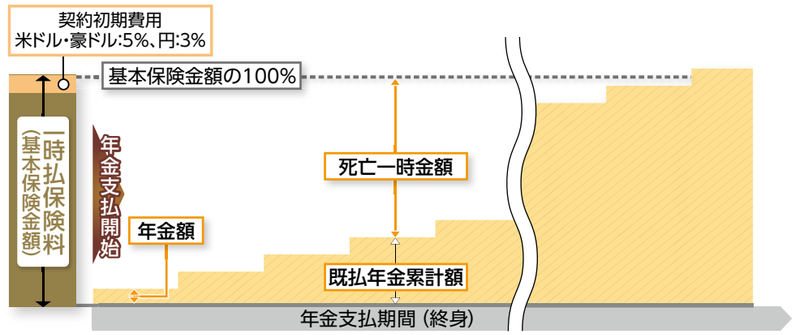

※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

【死亡時保証80%型終身年金のイメージ図】

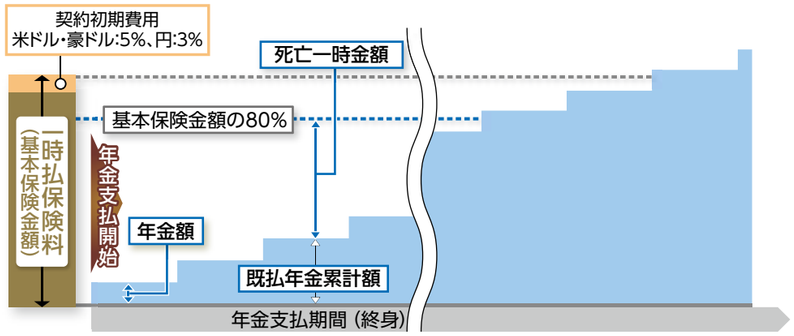

※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

ご注意　死亡時保証80%型終身年金の場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間により、既払年金累計額と死亡一時金額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

● 確定年金【 年金支払期間 ： 15年、20年、25年、30年、35年 】

- 年金支払開始日以後、設定された年金支払期間中、年金をお受取りいただけます。
- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引続きお受取りいただきます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受取りいただきます。

※ 据置期間を1年から10年の間で選択いただきます。（0年は選択できません。）また、据置期間と年金支払期間の合計は40年未満であることが必要です。

※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。

【イメージ図】

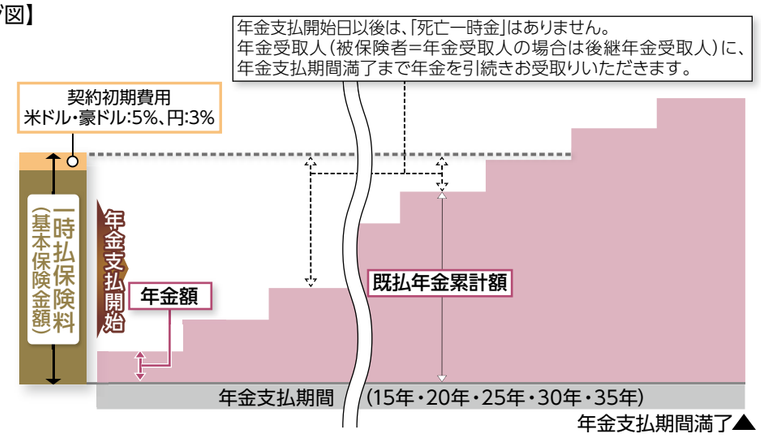

※ 上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

2.年金の一括支払について

年金の種類により、下記のとおりとなります。

死亡時保証100%型終身年金	死亡時保証期間＜＊1＞の残存期間に対応する金額を一括でお受取りいただきます。＜＊2＞ なお、既払年金累計額と年金の一括支払額を合計した額は、多くの場合、一時払保険料を下回ります。
死亡時保証80%型終身年金	
確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する金額を一括でお受取りいただきます。（契約は消滅します。）

※ 一括支払額の具体的な計算方法については、P.43の「7.解約払戻金等について」をご参照ください。

＜＊1＞ 被保険者が死亡されたときに死亡一時金をお受取りいただける期間をいい、第1回年金支払開始日から支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間となります。

＜＊2＞ 死亡時保証期間経過後に被保険者が生存している場合、年金支払を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。

ご注意　一括で年金を受取る場合、市場調整が適用された上で、一括支払時以降の運用益が加味されない金額をお支払いすることになります。そのため、一括支払額は、死亡時保証100%型終身年金および死亡時保証80%型終身年金の場合は死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価に相当する金額、確定年金の場合は年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を多くの場合下回ります。

3.保障の内容について

死亡保険金	年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
死亡一時金 （死亡時保証100%型終身年金 /死亡時保証80%型終身年金）	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、保証金額から既払年金累計額を控除した額を死亡一時金として、年金受取人にお受取りいただきます。
年金の継続支払 （確定年金）	年金支払開始日以後に被保険者が死亡された場合、年金支払期間満了まで年金を引続きお受取りいただきます。なお、被保険者と年金受取人が同一人の場合は、後継年金受取人にお受取りいただきます。

ご注意
- 免責事由に該当するときには、死亡保険金または死亡一時金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 確定年金については、死亡一時金はありません。

4.積立金額と実質的な利回りについて

・ 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。

・ 適用される積立利率は、据置期間満了時における解約払戻金額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

5.ご契約のお取扱いについて

年金種類		死亡時保証100%型終身年金 死亡時保証80%型終身年金	確定年金
契約通貨		米ドル／豪ドル／円	
一時払保険料	最低	5万ドル（1ドル単位）または500万円（1万円単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。	
	最高	20億円 （契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額）	
年金額		3,000万円以下 （契約通貨が外貨の場合、契約日における円支払特約で適用する為替レートで換算）	
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		50歳～90歳	50歳～89歳
据置期間		0年～10年 ※ 据置期間0年は、契約者と年金受取人が同一人の場合に限り選択いただけます。	1年～10年 ※ 据置期間と年金支払期間の合計で40年未満とします。
年金支払期間		終身	15・20・25・30・35年 ※ 年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択いただけません。
年金支払開始年齢		50歳～90歳	51歳～90歳
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ お取扱いしない契約通貨と据置期間の組合せがある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

6.付加できる特約について

このコースでは、以下の特約を付加することができます。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（豪ドル→米ドル／米ドル→豪ドル）し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 年金円支払特約

外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日＜＊＞における所定の為替レートとなります。また、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）があらかじめ為替ターゲットレートを指定することで、指定した為替レートより毎年の年金支払日における所定の為替レートが円安または同じ場合は円で、円高の場合は契約通貨でお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7.解約払戻金等について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。なお、年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）は解約することができません。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ 市場調整価格

市場調整価格 ＝ 解約日の積立金額<＊1> － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}^{<*1>} \times \left\{1-\left(\frac{1+i^{<*2>}}{1+j^{<*3>}}\right)^{\text{調整月数}^{<*4>}/12}\right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

＜＊1＞ 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
＜＊2＞ iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
＜＊3＞ jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。
＜＊4＞ 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの月数、被保険者の年齢および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

- 年金支払開始日以後（据置期間経過後または据置期間0年の場合は契約日以後）、死亡時保証期間（確定年金の場合は、年金支払期間）の残存期間に対応する金額の一括支払を行う場合の一括支払額は、次のとおり計算されます。

一括支払額 ＝ 市場調整価格

市場調整価格 ＝ 死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額（確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額） － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{死亡時保証期間中の年金等の現価に相当する金額（確定年金の場合は、将来の年金の現価に相当する金額）} \times \left\{1-\left(\frac{1+i^{<*5>}}{1+j^{<*6>}}\right)^{\text{調整月数}^{<*7>}/12}\right\}$$

▶ 市場調整額により、年金の一括支払に対応する資産の時価を反映させます。

＜＊5＞ iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
＜＊6＞ jは、年金の一括支払の請求日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。
＜＊7＞ 調整月数は、年金の一括支払の請求日から一括支払ができる期間の末日までの月数および年金の種類等に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算します。

ご注意

- 解約払戻金額は、上記の調整により一時払保険料を下回る可能性があります。
- 死亡時保証100％型終身年金および死亡時保証80％型終身年金における年金の一括支払額は、上記の調整により、死亡時保証期間の残存期間に対応する年金および死亡一時金の現価相当額を下回る可能性があります。
- 確定年金における年金の一括支払額も、上記の調整により、年金の現価相当額を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

＜契約例＞被保険者の契約年齢：65歳　性別：女性
一時払保険料（基本保険金額）：100,000米ドル　契約通貨：米ドル
積立利率：3.95％　契約日の指標金利：4.97％
据置期間：10年　年金種類：死亡時保証80％型終身年金

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				（単位：米ドル）
	5.97％（＋1％）	5.47％（＋0.5％）	4.97％（±0％）	4.47％（－0.5％）	3.97％（－1％）
1年	88,794	93,624	98,742	100,000	100,000
2年	92,834	97,607	100,000	100,000	100,000
3年	97,088	100,000	100,000	100,000	100,000
4年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
5年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
6年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
7年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
8年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
9年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10年	－	－	－	－	－

※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。
※ 経過年数10年は年金支払開始日のため「－」で表示しています。
※（　）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

満期充実コース（年金開始時年金額確定特約付加）

このコースは、契約通貨（米ドル、豪ドルまたは円）と据置期間をご選択いただき、契約通貨建てで運用しながら年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を抑え、将来の年金原資を大きくします。

所定の条件のもと将来の年金および死亡保険金のお支払いにかえて介護年金に移行することができます。また、据置期間満了時には、年金の受取り、年金支払開始日の繰下げまたは終身保障へ移行することができます。

このコースのイメージ図については、P.17～P.18をご参照ください。

1.年金について

年金種類は以下のとおりです。年金でのお受取りにかえて、年金原資を一括でお受取りいただけます。

● 確定年金【 年金支払期間 ： 5年、10年、15年、20年 】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただきます。

＜＊＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。また被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただきます。

※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。
※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。
※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）

ご注意　将来受取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

2.年金の一括支払について

確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額をお受取りいただきます。
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額をお受取りいただきます。＜＊＞

＜＊＞ 受取保証部分の最後の年金のお支払い後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受取りいただくことはできません。

ご注意　年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

3.保障の内容について

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。

ご注意　免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4.年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始日を1年繰下げることにより、運用を継続することができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。

ご注意　適用される利率は、更改日、契約通貨により異なります。

5.終身保障への移行について

終身移行特約を付加することで、年金支払開始日（終身保障への移行日）に、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行することができます。

移行後に被保険者が死亡された場合の保障内容は以下のとおりです。

死亡保険金	移行日から2年未満	終身保障移行額を基に移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	移行日から2年以後	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。

6.積立金額と実質的な利回りについて

- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 適用される積立利率は、年金支払開始日における年金原資の額の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

7.ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル／円
一時払保険料	最低	1万ドル（1ドル単位）または100万円（1万円単位） ※ 円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。
	最高	20億円 （契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額）
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		0歳～87歳 ※ 契約通貨、据置期間により、契約年齢が異なります。詳しくは、P.33をご参照ください。
据置期間		3･5･6･7･10･15･20年 ※ 契約年齢、契約通貨により据置期間が異なります。詳しくは、P.33をご参照ください。
年金支払期間		確定年金：5･10･15･20年 ※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が105歳以下であることが必要です。 年金総額保証付終身年金：終身
年金支払開始年齢		確定年金：3歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。
増額		お取扱いいたしません
一部解約		お取扱いいたしません

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

※ お取扱いしない契約通貨と据置期間の組合せがある場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

8.付加できる特約について

このコースでは、以下の特約を付加することができます。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（豪ドル→米ドル／米ドル→豪ドル）し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後、年金支払開始日前であれば、ご契約の全部を将来の年金または死亡保険金のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 終身移行特約

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。

● 年金移行特約（定額保険用）

終身保障への移行後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

9.解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 ＝ 市場調整価格と基本保険金額の小さい方

市場調整価格 ＝ 解約日の積立金額<*1> － 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}^{<*1>} \times \left\{ 1 - \left(\frac{1+i^{<*2>}}{1+j^{<*3>}} \right)^{\text{調整月数}^{<*4>}/12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

＜＊1＞ 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
＜＊2＞ iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
＜＊3＞ jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。
＜＊4＞ 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。（端数日は切上げます。）

- 終身保障への移行後の解約払戻金額は、終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数等により計算されます。

ご注意　解約払戻金額は、上記の調整により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

＜契約例＞被保険者の契約年齢：65歳　性別：女性
一時払保険料（基本保険金額）：100,000米ドル　契約通貨：米ドル
積立利率：4.5%　契約日の指標金利：4.93%　据置期間：10年

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				（単位：米ドル）
	5.93%（＋1%）	5.43%（＋0.5%）	4.93%（±0%）	4.43%（－0.5%）	3.93%（－1%）
1年	91,144	95,109	99,266	100,000	100,000
2年	96,164	99,874	100,000	100,000	100,000
3年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
4年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
5年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
6年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
7年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
8年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
9年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10年	149,774	149,774	149,774	149,774	149,774

※ 上表は契約応当日を基準に計算して表示しています。
※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。
※（　）内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

5 市場調整について

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

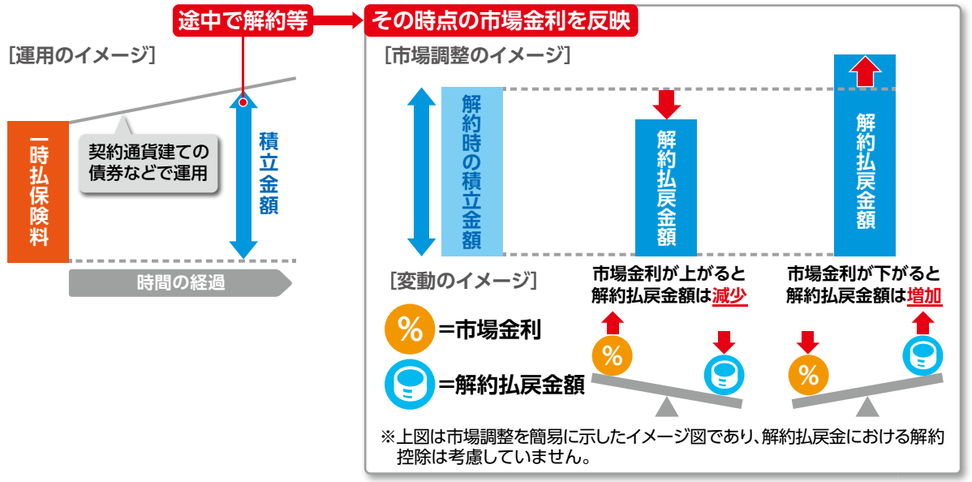

6 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

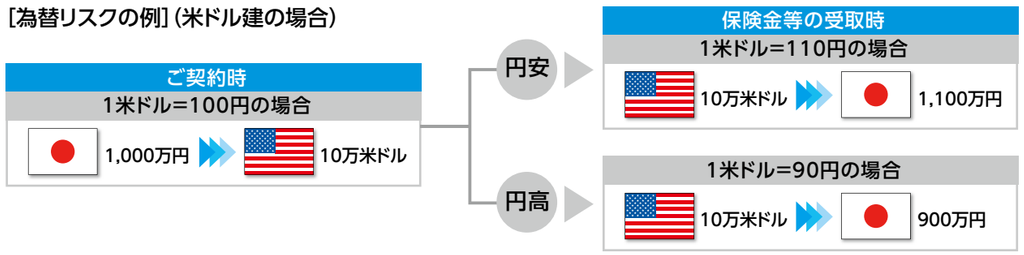

この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.55の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

7 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.53の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

8 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用（ご契約の締結等に必要な費用）はそれぞれ一時払保険料に対して以下のとおりです。

コース	据置期間	費用	
		外貨	円
受取重視	一律	5%	3%
満期充実	20年	−	1%
	10年・15年	5%	1%
	7年	4%	0.7%
	6年	3.5%	0.6%
	5年	3%	0.5%
	3年	2%	−

● 積立利率の適用期間中にご負担いただく費用

・ コースに応じて据置期間または保険期間に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認いただけます。

・ 積立金額が基本保険金額を下回っている間は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	（契約通貨のTTM＋25銭）÷（払込通貨のTTM－25銭）
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%＜＊1＞	年金支払日に責任準備金から控除
死亡一時金を支払うための費用＜＊2＞	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

＜＊1＞ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点（受取重視コースの場合は契約日時点）の費用を年金支払期間を通じて適用します。

＜＊2＞ 受取重視コースの死亡時保証100％型終身年金、死亡時保証80％型終身年金のみに適用します。

2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。

解約の他に、受取重視コースにおいて年金の一括支払をする場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】
書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028　東京都中央区八重洲1ー3ー7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④○○○○○○○のため。
⑤募集代理店	⑤○○○○銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦○○○○銀行　○○支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区○○町○○
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-○○○○-○○○○
⑩生年月日	⑩昭和○○年○○月○○日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【電磁的記録によるお申出】
電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）
＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から２年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、各コースによって異なります。
詳細については、「契約概要」の各コースごとの詳細をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合、為替リスクがあります。詳しくは、P.55の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- 被保険者が入院中の場合
  次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  （1）継続入院中の一時帰宅
  （2）末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
  （3）申込日以降の入院予定や検査入院
  （4）余命宣告を受けた場合
  （5）特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設（介護医療院、介護老人保健施設）に入所中もしくは入所予定
- ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 年金支払期間中の死亡保障について（受取重視コース）

確定年金には、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金はありません。

死亡時保証80％型終身年金をご選択いただいた場合、年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によりお受取りになる年金等の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

ご契約に際しては、こうした各年金種類の特徴をご理解の上、年金種類をご選択ください。詳細については、「契約概要」P.38～P.44の「受取重視コース」をご参照ください。

12 保険会社の商号と住所等について

商　号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
年金の一括支払		
死亡保険金	支払事由の発生日（相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日（所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）

※ 据置期間5年以内で年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場（TTS）、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場（TTB）となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。

＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20％源泉分離課税	
上記以外	所得税（一時所得）＋住民税	

● 死亡保険金・死亡一時金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人（死亡一時金の受取人）	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊2＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。
なお、年金支払期間中の死亡一時金については、適用されません。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20％源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金 終身介護年金	所得税（一時所得）＋住民税
		死亡時保証100％型終身年金 死亡時保証80％型終身年金 年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊3＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

※ 年金受取人の死亡により後継年金受取人が年金を受取る場合、年金受給権の評価額には相続税が課税され、毎年の年金には所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。ただし、「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」は適用されません。

ご注意

- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1％」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・ご相談受付先

フリーダイヤル
0120−125−104
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

16 （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/ ）
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認くだ さい

この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

クーリング・オフ制度の対象です。
（お申込みの撤回・契約の解除）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P56～P57にてご確認ください。

［イメージ図］（書面で手続きする場合の例）

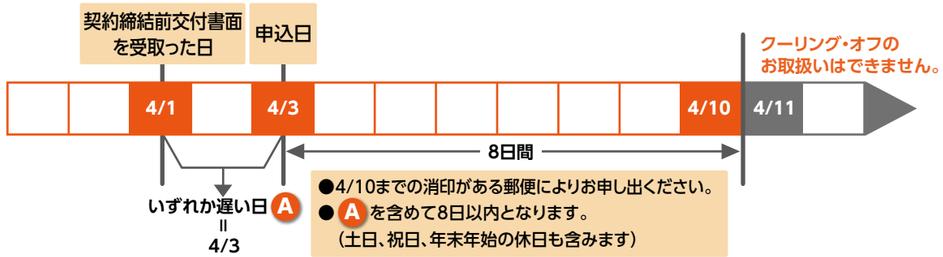

お客さまにご負担いただく費用があります。

選択されたコースによってかかる費用は異なります。かかる費用についてはご契約前に必ずご確認ください。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P53～P55にてご確認ください。

外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P55にてご確認ください。

［為替リスクの例］（米ドル建の場合）

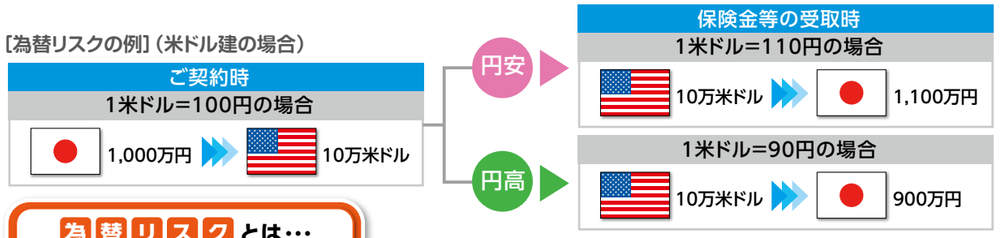

為替リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中

解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金等に反映します。

解約払戻金等については、「契約概要」の各コースごとの詳細をご確認ください。

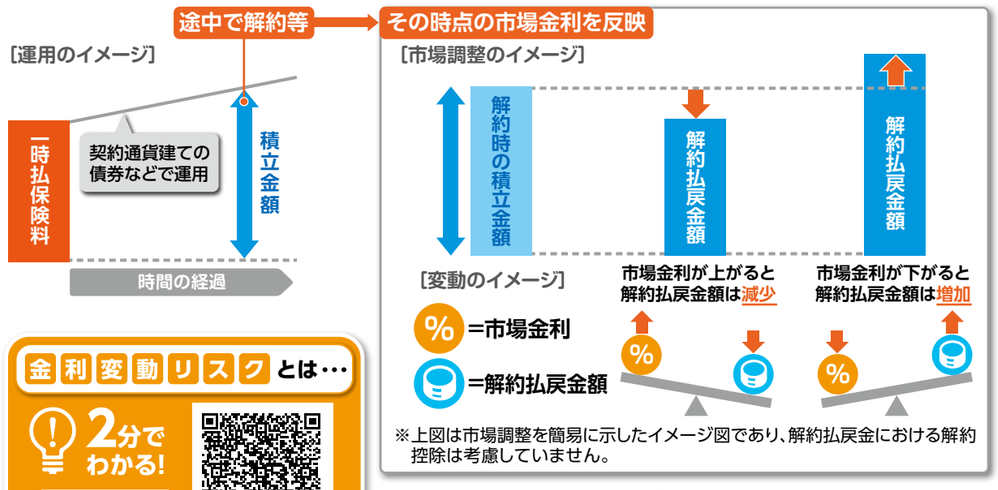

金利変動リスクとは…
2分でわかる!
解説動画を配信中

※以下の場合は、市場金利の影響は受けません。
満期充実コース・終身保障への移行後